

令和2年10月28日
第16回特別部会
資料 1

全教委連第156号
令和2年10月28日

中央教育審議会初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会
部会長 荒瀬 克己 様

全国都道府県教育委員会連合会
会長 藤田 裕司

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）に対する意見について

新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な臨時休業等、前例のない状況は図らずも学校の存在意義を改めて考える機会となつた。先の状況を予測することが困難な中で、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障するため、新しい時代の学校教育を実現する必要がある。

今回、中央教育審議会初等中等教育分科会においてまとめられた、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）について、地方の教育行政に携わる者として留意いただきたい事項などについて、第Ⅱ部の各論を基に下記のとおり申し述べる。

記

1 中間まとめに対する意見

1. 幼児教育の質の向上について

（7）新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 「保健・福祉等の専門職や…資質等の向上を図る」の部分について、都道府県や市区町村、幼稚園など、どこが主体なのか分かりにくいため、明確に記述していただきたい。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

①不登校児童生徒への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業や学校活動の変化、社会や家庭環境の変化等により、不登校児童生徒が増加することも考えられるため、より一層、児童生徒の心のケアや相談体制の充実が必要である。
- ・ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校の要因として「家庭に係る状況」に占める割合が高いこともあり、学校における体制整備の必要性だけでなく、家庭、地域との連携の必要性についても追記していただきたい。
- ・ 「6(3)②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用」において、不登校児童生徒等への支援策として制度の活用促進を挙げているため、本項目でも文言の整合を図る必要がある。

②義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応

- ・ 夜間中学については、地域の実態を踏まえながら、継続的な入学者の見込みや施設設備の確保、教職員配置、個人差等を考慮した指導の在り方や財政的課題等について慎重な検討を行い、様々な形による教育機会の提供と併せて検討していくことが必要である。

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- ・ 虐待事案については、学校関係者が躊躇なく対応できるよう、引き続き対応の手引き等について、国からの支援が必要である。また、虐待事案が発生することのないように、家庭教育力の向上も含め、関係省庁と連携し、対策を講じる必要がある。

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- ・ 社会や経済の有り様を踏まえた高等学校の在り方の検討とともに、地域の実態に応じた各高等学校の役割や目標にあつた在り方も考える必要がある。
- ・ 「(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化」については、普通科、専門学科、総合学科ごとに記述されているが、全ての学科に共通して求められる内容であるため、学科に関わらず検討する必要がある。

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針として3つのスクール・ポリシーの策定

- ・ 従来の学校目標よりも具体化したスクール・ポリシーを開いて学校の特色を明確にするためには、各高等学校が教育課程を柔軟に編成できるようにする必要がある。

③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）

- ・ 新設学科に係る各学校の要件設定や、当該学科ならではの学びを柔軟な形で実現できるようにするための制度的な措置の内容については、設置者である都道府県教育委員会等の意見を十分踏まえて制度設計していただきたい。
- ・ 将來の進路選択を踏まえ、国として地域や産業界との連携システムを構築していただきたい。
- ・ 「その他普通教育として求められる教育内容であって特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」と、現在設置されている専門教育を主とする学科、特に理数科や外国語科との整理をする必要がある。
- ・ 学校規模に関わらず、新たな学科で特色・魅力ある教育を実現するために、教員の十分な定数措置について追記していただきたい。

④産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）

- ・ 地域産業界を支え地域の持続的な成長を支える人材を育成するためには、産官学の関係者が一体となり、地域の実情に合わせた最先端の技術等の習得や地域課題解決への取組などが可能となる教育課程の開発・実践が必要である。
- ・ 就職を希望する生徒が確実に就職に繋がること、また、そのためには生徒の勤労観・職業観の育成も大切になることから、勤労観・職業観の育成についても触れていただきたい。

⑤新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進

- ・ これから時代に求められる資質・能力の育成には、主体的に選択履修が可能である総合学科に期待されるところが大きい。総合学科の特徴の一つである幅広い選択科目から自分で選択する機会を確保するため、他の高等学校の科目を履修する仕組みやネットワーク環境の充実等が必要である。
- ・ 2つ目の○の記述について、物的資源も含めるべきと考えられるため、「外部人材や地域資源の活用を推進する」と追記していただきたい。

（3）定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

①専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ＩＣＴの効果的な活用等によるきめ細かな指導・支援

- ・ 多様な生徒に対して、生徒一人一人の実態や学習ニーズに応じた教育活動を推進するためには、家庭・地域等との連携といった視点も含める必要がある。

②高等学校通信教育の質保証

- ・ 単位認定の基準・水準を各学校において明確化することによって、本来生徒が身に付ける内容の質を確保すべきである。

（4）ＳＴＥＡＭ教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- ・ ＳＴＥＡＭ教育の目的と推進に当たっての留意点は、分けて記載した方が誤解を生むことなく、論理の展開もわかりや

すくなると考える。

- ・ STEAM教育との共通点である教科横断的な探究学習については、新学習指導要領の「総合的な探究の時間」「理数探究」のみが実施可能なものではなく、あらゆる教科・科目で実施可能であるため、誤解のないように配慮していただきたい。
- ・ 横断的教育を推進するためには、大学における教員養成段階から人材の育成を図る必要がある。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

①就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・ 人的体制の充実については、特別支援教育支援員の配置を更に進めることも必要であると思われることから、追記していただきたい。
- ・ 「卒業までの子供の育ちの見通し等について」とあるが、卒園までなのか高等学校卒業までなのか、分かりにくいため、補足していただきたい。

②小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・ 特別支援学校と通常の学級の子供が共に学ぶ活動を充実させるためには、ユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境を整備する必要がある。
- ・ 副次的な籍の導入による通常の学級での教科指導については、障害の程度等だけではなく、個々の児童生徒に必要となる支援の方法を踏まえて、共に学ぶことが推進されるように具体的な表現としていただきたい。
- ・ 小・中学校の特別支援教育コーディネーターについて、定数化による専任配置を進めるとともに、当該コーディネーターの資質を高める研修の重要性についても追記していただきたい。

③特別支援学校における教育環境の整備

- ・ 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定にあたっては、財政措置や各地方公共団体の既存の計画との

整合性を図る必要があるため、地域の実情を踏まえ、設置者である各地方公共団体と協力・連携を図りながら進める必要がある。

- ・ センター的機能を充実させるためには人的措置が必要であるため、教職員や作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職、看護師などの専門職員の配置についても追記していただきたい。

④高等学校における学びの場の充実

- ・ 小・中学校において特別支援学級や通級指導教室などで学んできた生徒、通常の学級に在籍し発達障害等のある生徒など、多様な学びの場で学んできた生徒に対応する必要性があることについて追記していただきたい。
- ・ 高等学校の特別支援教育コーディネーターについて、定数化による専任配置を進めるとともに、当該コーディネーターの資質を高める研修の重要性についても追記していただきたい。

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ・ 学習支援だけではなく、生活指導における支援の割合も大きくなっていることから、生徒指導の観点についても追記していただきたい。
- ・ 特別支援学校教諭免許状を所有していない現職教員が免許を取得しやすい制度を構築する必要がある。

②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当教師は、交流学級や在籍校の担任との連携・調整を密に行う必要もあることから、教職員間の連携、情報共有の重要性についても追記していただきたい。
- ・ 専門性や研修の在り方に関する具体的な検討とともに、担当する教師を支える設置者の取組が重要であることについても追記していただきたい。

③特別支援学校の教師に求められる専門性

- センター的役割を担う担当教員の専門性の向上についても追記していただきたい。

(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 学校に置かれる看護師を法令上位置付けることの検討の際には、併せて配置基準や定数化等についても検討していただきたい。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(2) 指導体制の確保・充実

①日本語指導のための教師等の確保

- 特別の教育課程の指導について、教員免許を持たない日本語講師が単独で指導できるような制度（特別免許状の授与、特別非常勤講師制度の活用等）を構築する必要がある。

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の報告書「外国人児童生徒等の教育の充実について」の「4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実」に、小学校段階での指導を把握する重要性、「個別の指導計画」を踏まえた情報の整理と情報共有等が記載されているため、報告書との整合を図る必要がある。

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方

について

(1) 基本的な考え方

- ICT機器の積極的な利活用のためには、留意点と同様に、利活用における利点についても、具体的に想起できるような記載をしていただきたい。
- オンライン教育を含むICT機器の活用によって、児童生徒一人一人に最適な学びを実現していくためには、それぞれの学習状況等を的確に把握し、導いていく教員の役割が一層重要となる。オンライン教育の実施に当たっては、こうした教

員の担う役割や必要性について明確にする必要がある。

- ・ 対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッドによる指導を進めるに当たっては、それぞれの特徴を最大限に生かして組み合わせることが効果的であると考えられるため、学校における協働的な学びや体験など、学校ならではの学びの重要性についても記載していただきたい。

(2) I C T の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

① 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実

- ・ 個別最適な学びの充実のために、データ標準化と個人情報保護との整理を適切に行うとともに、進学等による異校種へのデータの移行が安全にスムーズに行える環境を整える必要がある。

② 全国的な学力調査の C B T 化の検討

- ・ C B T 化に当たっては、操作能力等で回答状況に差が生じないようにするために、実証期間を十分に確保し、方法等について確実に周知することが必要である。

③ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり

- ・ 低学年など遠隔授業やオンデマンドの動画教材による指導が困難である場合もあることから、「発達の段階に応じた指導」という観点を追加する必要がある。
- ・ 離島や山間部が多いなどの地理的課題を有する地域においては、特に通信ネットワーク環境の問題解決には十分な時間と財源が必要である。
- ・ 複数時間の単元のまとめの中で対面指導と遠隔授業等を効果的に組み合わせる場合と、1コマ時間の授業の中で組み合わせる場合の両方があり、一定の期間の中でのねらいを達成するために適切な授業デザインを要することを明記する必要がある。

④高等学校における遠隔授業の活用

- ・ 学習機会の充実を図るとともに、教員の過度の負担とならないよう、人的な措置や財政支援を含めた検討が必要である。

⑤デジタル教科書・教材の普及促進

- ・ デジタル教科書・教材の普及促進のためには、経済的な負担軽減が必要である。特に高等学校においては、紙の教科書もデジタル教科書も有償であり、経済的負担が大きく、地方公共団体・学校等による使用状況の格差に繋がると考えられる。経済的負担の軽減についても検討していただきたい。

⑥児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- ・ 「ＩＣＴを活用した学習支援」については、具体的な事例等の収集、共有等の活用促進に向けた整理の必要性についても追記していただきたい。
- ・ 「在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双向型授業配信やオンデマンド型授業配信）」についても、追記していただきたい。

⑦ＩＣＴ人材の確保

- ・ 事務職員がＩＣＴを活用した教育活動にどのように関わるのか明確にしていただきたい。
- ・ 計画策定や指導方法等への助言・指導を行う専門家を活用することは有効と考える。なお、制度の運用に当たっては、各都道府県の状況に応じた配置が可能となるよう検討していただきたい。

7. 新時代の学びを支える環境整備について

(2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- ・ 学びの基盤となる学校外の通信ネットワーク整備に向けて、初等中等教育機関への早期のＳＩＮＥＴ開放を実現いただきたい。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- ・ 離島・へき地においては光回線が届いていない地域もあり、まずは、その地域の整備について、関係省庁と連携して整備する必要がある。
- ・ 遠隔授業を実施することにより、中山間地域や離島などに立地する学校の職員の定数減につながることがないようにする必要がある。

9. Society 5.0 時代における教師及び教員組織の在り方

について

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等

- ・ 社会教育士について、制度改正の趣旨が生かされるよう講習等の機会を増やすことに加え、ICTを活用した遠隔講義による講習等の実施に努めるなど、教職員等が受講しやすい環境を整える必要があることを追記していただきたい。

(5) 教師の人材確保

- ・ 教育の仕事の魅力を認識しながらも多忙な労働実態を敬遠し、教職を志望しない学生が存在することから、必要な人員確保や待遇改善を目指すことを教職の魅力向上策に追記していただきたい。

2 内容を実現するための人的措置、財政措置等に関する意見

1. 幼児教育の質の向上について

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

③教育環境の整備

- ・ 幼児教育におけるICTを活用した指導の充実を図るための具体的な指導事例等を国で整理するとともに、ICT環境を整備するためには国による財政支援が必要である。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(2) 教育課程の在り方

①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 人材及び財源の確保に課題があるため、教育の機会均等を確保する責務を負う国からの支援が必要である。

②補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を行うため、人材及び財源等について、教育の機会均等を確保する責務を負う国からの追加的な支援が必要である。

イ 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導

- 実証的な研究開発を行う際には、都市部だけではなく、地方においても実施するよう配慮していただきたい。

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

①小学校高学年からの教科担任制の導入

- 教科担任制の導入に必要な教職員定数の確保の他、補助スタッフや研修に係る支援についても検討する必要がある。

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- いじめの重大事態については、調査の長期化や、件数の増加がみられることから、調査に要する経費について、教育の機会均等を確保する責務を負う国による財政支援が必要である。

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- G I G Aスクール構想において、一人一台端末整備については、補助対象が義務教育段階までである。高等学校においては、3クラスに1クラスの割合で整備するとされているが、一人一台端末整備についての今後の方向性を明記するとともに、それを実現するための財政支援が必要である。

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

⑥高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供

- ・ 地域社会、高等教育機関、企業、学校間での協働により、高度な学びを提供するためには、学校運営協議会の設置・充実とコーディネーターの役割を果たす専門人材とその確保のための予算措置が必要である。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- ・ 児童生徒に対する充実した指導を行うためには、特別支援学校、特別支援学級の学級編制基準の引き下げ及び通級による指導に係る教職員定数の改善を図る必要がある。

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

③特別支援学校における教育環境の整備

- ・ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについて、定数化による専任配置が必要である。

④高等学校における学びの場の充実

- ・ 通級による指導に係る教員を小・中学校と同様に定数化していく必要がある。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(2) 指導体制の確保・充実

②学校における日本語指導の体制構築

- ・ 散在地域においては、1校あたりの外国人児童生徒数が少なく、各都道府県の日本語指導対象児童生徒数の積み上げによる教員定数の措置では、指導教員が不足している状況にある。散在地域の実情に合わせた教員加配の制度を構築する必要がある。

6. 遠隔・オンライン教育を含むＩＣＴを活用した学びの在り方について

(3) 特例的な措置や実証的な取組等

③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- ・ 実証的な研究開発を行う際には、都市部だけではなく、地方においても実施するよう検討していただきたい。

7. 新時代の学びを支える環境整備について

(3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- ・ 少人数によるきめ細かな指導体制については、学級編制の標準の引き下げやそれに伴う新たな教員配置による人件費や、教室の増加に見合った学校施設の大規模改修等の費用の増大に対する地方財政への影響を緩和するための国の財政措置が必要である。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- ・ 小学校高学年からの教科担任制の導入など、教職員の配置に係る人材及び財源の確保に課題があるため、国としての必要な支援を検討していただきたい。

③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- ・ 教育資源の共有という観点については記載のとおりである。なお、必要な人員配置やハード面は中山間地域や離島などにおいても変わりなく、そのための財政措置は引き続き必要である。